

西村あさひ法律事務所

外部送信規律(Cookie 規制): 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説の公表

個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年5月23日号

執筆者:

E-mail✉ 河合 優子

E-mail✉ 角田 龍哉

改正電気通信事業法が導入する外部送信規律(いわゆる Cookie 規制)の施行が本年6月16日に迫っている。総務省は、本年5月18日、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及びその解説の改正案に対する意見募集の結果と、それらの成案を公表した¹。とりわけ、解説(以下「GL 解説」という。)とその意見募集結果(以下「GL 解説パブコメ回答」という。)には、当該規律の具体的な説明が含まれており、実務対応の検討においても頻繁に参照することになると思われる。以下では、GL 解説パブコメ回答のうち、特に留意すべきと思われるものを中心に紹介する。

1. 外部送信規律の全体像

外部送信規律は、(A)メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営(ニュースサイト等各種情報をオンラインで提供するもの)等、一定の電気通信役務であってブラウザ、アプリケーション等のソフトウェアを通じて提供されるもの(以下「対象役務」という。)を提供する電気通信事業を営む者が、(B)利用者に対し当該対象役務を提供する際に、当該利用者の端末に保存された当該利用者に関する情報の外部送信を指示するプログラム等(一定の Cookie 等)を送信する場合(以下「情報送信指令通信」という。)に、適用される。

本規律の下では、(1)外部送信される利用者に関する情報の内容、(2)当該情報が外部送信されてこれを取り扱うこととなる者の氏名又は名称、並びに(3)当該情報の情報送信指令通信の送信元、及び外部送信先における利用目的を、利用者に通知し又は容易に知り得る状態に置く(公表する)必要がある²。但し、外部送信について、利用者の同意を取得する場合、オプトアウト措置を講じ、その行使を受けていない場合、あるいは、当該対象役務の提供のために真に必要な情報の通信である場合等の一定の場合には、当該通知等を行う必要はない。

2. 「対象役務」

自社製品のみを販売するウェブサイトや、自社の企業紹介のみを行うウェブサイトは、「対象役務」に該当せず、基本的に本規律の対象外となる。

他方で、例えば、ウェブサイト上で自社製品の販売とは別に当該製品の業界のニュース配信事業を行っている場合、ニュース配信事業については「対象役務」に該当して本規律の対象となり得る(GL 解説 7-1-2(4)参照)。GL 解説パブコメ回答は、「例えば、株取引の仲介業務とは独立して、運用のコツや狙い目の銘柄等を紹介しているようなウェブサイトなど」と例示し、別の例として「その多くにおいては自社に関する情報又は自社の製品若しくはサービスに関する情報を提供するものの、一部においては関連

¹ https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000194.html

² 利用者への適切な確認の機会を付与するという観点から、GL 解説では、追加で記載する事項として以下が例示されており、参考になる(GL 解説 7-3-2)。

- ・ オプトアウト措置の有無
- ・ 送信される情報の送信先における保存期間
- ・ 情報送信指令通信を行う電気通信事業者における問合せ先
- ・ 利用者に関する情報がどの国・地域に送信されることとなるか

する情報(業界団体、事業環境にかかる情報や、業務提携先の企業にかかる情報など)もあわせて提供する自社サイト」が対象役務に該当し得ることを示唆している(GL 解説パブコメ回答 46～47 頁)。これらに照らし、自社のウェブサイトやアプリが本規律の対象となるか否かは、丁寧に見極める必要がある。

また、本規律は対象役務を「その利用者に対して」提供する場合に問題となるものであるため、以下のような事業者は当該ウェブサイトの関係では本規律の対象外となり得る(GL 解説パブコメ回答 36～37 頁)。

- ・ 対象役務を提供する事業者のウェブサイトに、第三者の発行した Web トラッキングコードが設置されている場合の、当該第三者
- ・ 対象役務を提供する事業者のウェブサイトに掲載される他社広告の、広告主や DSP 事業者

3. 「情報送信指令通信」

また、情報提供サイトを運営している等の理由で「対象役務」の要件を満たしていても、本規律の対象となる Cookie 等を送信しない場合には、「情報送信指令通信」がないため、本規律の対象とはならない。その場合に敢えて「外部に送信する情報はありません」や「外部送信規律の対象になる情報の送信はありません」といった通知等をする必要はない(GL 解説パブコメ回答 35 頁)。

例えば、電子メールマガジン(受信者による開封の有無が分かるもの)の送信は、当該送信それ自体により情報送信機能が起動するわけではないことを前提とすると、「情報送信指令通信」に該当しない(GL 解説パブコメ回答 39～41 頁)。

4. 通知・公表

本規律に従って通知・公表を行う場合、情報送信指令通信を行うウェブページ又は即時通知等の画面から 1 回程度の操作で到達できる遷移先のウェブページに通知・公表事項を表示する方法(GL 解説 7-2-2(1)、7-2-3(1))に関しては、当該方法は一例に過ぎず、個別具体的な態様・実状に鑑み、より利用者の容易な理解・把握・確認に資する場合には、掲載するウェブページを複数のページに分割・区分・整理したうえで、リンク等を用いて利用者に当該情報を供することも許容されることが明らかにされた(GL 解説パブコメ回答 51～52 頁)。

また、アプリの起動後最初に表示される画面において通知・公表事項を表示する画面へのリンクを記載する方法(GL 解説 7-2-3(2))に関して、「アプリの起動後最初に表示される画面」は起動後すぐの画面を意味するのではなく、当該アプリを利用する際に一般的に初期とされる画面を指すことが確認された(GL 解説パブコメ回答 52～53 頁)。

1 つのウェブサイトのドメインに複数の「対象役務」が存在している場合、通知等を行うべき事項をまとめて表示することも許容されるが、各対象役務ごとに、通知等すべき事項に差異があるのであれば、当該差異が分かるようにする必要がある(GL 解説パブコメ回答 55～57 頁)。そのため、実態に応じて、対象役務ごとや送信先ごとに書き分ける等、利用者にとって分かりやすい記載とすることが必要である。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 